商品概要説明書

JA農機ハウスローン

(令和5年4月1日現在)

商品名	JA農機ハウスローン				
	【個人】(以下の条件をすべて満たす方とします。)				
	○ 当 J A の組合員であり、農業を営んでいる方または農業に従事している力				
	○ お借入時の年齢が 18 歳以上であり、最終償還時の年齢が 80 歳未満の方。				
	※ 最終償還時の年齢が 71 歳以上 80 歳未満の方は、農業後継者を連帯保証 人とさせていただくことがあります。				
	○ 前年度税込年収が150万円以上ある方(自営業者の方は前年度税引前所得と				
	します。)。				
	○ 自己の住宅(家族名義を含む。)または借家等生活の本拠が定まっており、				
	原則として同一地区内の居住が1年以上の方。1年未満の場合は、自己住宅 を所有している方。				
	○ 新規の取得の場合、本ローンのお借入金を当JAから販売業者に全額振込が				
	可能である方。				
	○ 原則として大阪府農業信用基金協会の保証が受けられる方。				
	○ 信用状況に不安のない方。				
	※ 信用状況に不安のない方とは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の				
	期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がない方をいいます。				
ご利用いただける方	○ その他当JAが定める条件を満たしている方。				
	【法人等】(以下の条件をすべて満たす方とします。)				
	○ 当 J A の組合員であり、農業を営んでいる方または農業に従事している方。				
	○ 原則として三期分の決算書の提出が可能で、かつ原則として直近決算期において繰越欠損金を有しない方。				
	○ 設立後1年以上3年未満で創業赤字がある場合、当初事業計画と大幅な乖離				
	がない方。				
	○ 設立後1年未満の場合、役員・構成員(常勤役員)の前年度税込年収が150				
	万円以上あること。				
	○ 新規の取得の場合、本ローンのお借入金を当JAから販売業者に全額振込が				
	可能である方。				
	○ 原則として大阪府農業信用基金協会の保証が受けられる方。				
	○ 信用状況に不安のない方。				
	※ 信用状況に不安のないとは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期				
	日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がないことなどをいいま				
	す。				
	○ その他当JAが定める条件を満たしている方。				
資金使途	○ 農機具の購入(中古農機を含む。)、点検・修理、車検、購入に付帯する諸費				

	田 保险性会に立面おず次会 お上が仏会動機用の曲機目の いのお供格次				
	用、保険掛金に必要なご資金、および他金融機関の農機具ローンのお借換資				
	○ パイプハウス等資材、建設費用。				
	○ 発電・蓄電設備の取得資金。				
	○ 格納庫建設資金。 				
	○ 1,800 万円以内かつ、所要額以内とします。				
借入金額	※ 本ローンを複数回ご利用いただく場合、残高合計が 1,800 万円を超える ことはできません。				
	○ 原則として1年以上10年以内とします。				
借入期間	○ 他金融機関からのお借換えの場合は、当初借入期間の残存期間以内とし				
	す。				
//L → 1/1 →	○ 当JA所定の利率といたします。詳細については、当JAの融資窓口にお問				
借入利率	い合わせください。				
借入方式	○ 証書借入とします。				
	○ 元金均等返済(毎月、一定額の元金と元金残高に応じた利息を支払う方法)				
	もしくは元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)				
	とし、毎月返済・年1回返済・年2回返済・特定月増額返済(毎月返済に加				
	え、6か月ごとの特定月に増額して返済する方法)のいずれかをご選択いた				
返済方法	だけます。				
	○ 返済日はあらかじめ当JAが定めた特定の日といたします。				
	○ 一部繰上返済および全額繰上返済は、任意の日に行えます(一部繰上返済の				
	返済額は任意とします。)。				
担保	○ 原則として担保は不要です。				
	○ 原則として大阪府農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。				
	○ 法人の方は、代表者を連帯保証人とします。				
	○ 法人の方以外でも、連帯保証人を求める場合があります。				
	○ 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、所定の要件を充足すると見				
保証					
	を必要としない場合がございます。				
	○ 連帯保証人を設定させて頂く場合には、連帯保証人とさせて頂く方が以下の				
	「経営者等」に該当するかどうかを確認させて頂きます。				
	【法人の場合】				
	・経営者(法人の理事・取締役・執行役これらに準ずる方)				
	・大株主(総株主の議決権の過半数を保有している方など)				
	【法人以外の場合】				
	・共同経営者(お借入される方と共同して事業を行う方)				
	・お借入される方の事業に実際に従事している配偶者の方				
	○ 「経営者等」に該当しない場合は、連帯保証人とさせて頂くにあたりまして、				
	公証役場の公証人が作成する「保証意思宣明公正証書」が必要となります。				
	なお、「保証意思宣明公正証書」につきましては、保証契約を締結する前の				

	H NI I D = 114 N S	- 1 2 1 -		1.				
	1ヵ月以内に作成されたものに限ります。							
	○ 一括前払い・分割後払いのいずれかをご選択いただけます。							
	①一括前払い							
	ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。							
	【お借入額 100 万円の場合の一括支払保証料(例)】							
	お借入期間	1年	3年	5年	7年	10年		
	保証料 (円)	1, 188	3, 392	5, 611	7, 839	11, 215		
	※お借入額により保証料は異なります。詳細については、当JAの融資							
保証料	窓口へお問い合わせください。							
	※ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる							
	場合は、所定の方法で算出した金額から 5,000 円を控除した金額が返							
	戻されます。なお、控除後の金額が 1,000 円以下のものについては返							
	戻の対象となりません。							
	②分割後払い							
	約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。							
	○ 保証料率は年 0.22%です。							
	○ご融資の際、JAに対して事務手数料は無料です。							
	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、							
	次の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。							
	①全額繰上返済の場合…2,200円 (JAごとに異なります)							
手数料	②一部繰上返済の場合…1,100円(JAネットバンクによる一部繰上返済の場							
	合は無料です)							
	○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 1,100 円							
	の条件変更手数料(消費税等含む。JAごとに異なります)が必要です。							
○苦情処理措置						,		
	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組							
	合本支店(所)または金融共済部金融課(電話:072-725-0752)にお申し出く							
	ださい。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ							
	適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。							
	また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付け							
	また、JAハンク相談別 (电話番号: 03-0637-1359) でも、古情寺を受り刊り ております。							
 苦情処理措置および	○紛争解決措置							
紛争解決措置の内容							日でキま	
W 于胜代相直*//17	す。上記当組合金融共済部金融課またはJAバンク相談所にお申し出くださ							
	い。 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)(※)							
	^{東京}							
	そのはか、第一泉京井護工芸、第二泉京井護工芸、京都井護工芸、兵庫京井護 士会 (詳しくは上記当組合金融共済部金融課にお問い合わせください。)							
	公益社団法人民間総合調停センター(大阪府)(JAバンク相談所を通じての							
	ご利用となります。上記 Ј А バンク相談所にお申し出ください。)							

	※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士				
	会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様				
	の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もありま				
	す。				
	・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等				
	により、共同して解決に当ります。				
	・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。				
	なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではあり				
	ません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問				
	い合わせください。				
その他	○ お申込みに際しては、当JA、および原則として大阪府農業信用基金協会に				
	おいて所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に				
	沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。				
	○ 現在のお借入利率やご返済額の試算、保証意思宣明公正証書の必要有無の確				
	認および取得方法等については、当JAの融資窓口までお問い合わせくださ				
	٧٠°				

JA大阪北部